

(表4)平成24年度 立入検査口頭指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		23
	<p>水道技術管理者</p> <p>水道技術管理者は、技術管理の中心責任者であるので、十分な技能を有する者を選定し、適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えておく必要があるが、規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p> <p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、前回の立入検査で指摘したにもかかわらず、技術管理者の関与が明定されていないため、技術管理者の関与について明定すること。</p>	16
	<p>布設工事監督者</p> <p>工事を行う際、工事監督者として職員の指名は行われていたが、水道法で定められた布設工事監督者であることが明確でないため、布設工事監督者の指名であることを明確にすること。また、布設工事監督者の業務内容、責任の所在について規定等で明定されておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、布設工事監督者の業務内容及び責任の所在について明確にすること。</p>	7
認可等に関すること		1
	認可	0
	各種届出	0
	<p>給水開始前検査</p> <p>水道事業者の給水区域において工事を施工するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施工することとあるが、工期の確認を怠っており、また、工事内容の確認についても十分に確認せず、形式的に処理していることが見受けられたため、工期、工事内容の確認を確実にすること。</p>	1
水道施設管理に関すること	<p>水に注入される薬品等が施設基準に適合しているかについて、契約時は水道技術管理者による適切な確認が行われていたが、納入時の書類には水道技術管理者の関与が確認できなかったため、確認できるようにすること。</p> <p>水に注入される薬品等による水に付加される物質の技術的基準について、次亜塩素酸ナトリウムの設定最大注入率における薬品基準への適合を確認すること。</p> <p>水道事業者は鉛製給水管の布設状況（宅内部）の把握に努めるべきであるが、メーター以降の宅地内の配管状況を把握しておらず、宅内部の鉛製給水管の使用状況についても、給水台帳等で保有情報を確認していないため、特定・把握に努めること。</p> <p>鉛製給水管について、布設替計画が策定されていないため、布設替計画を策定し、計画的に布設替を行うこと。また、鉛製給水管の使用者に対しての周知がなされていないため、個別に周知すること。</p>	12

衛生管理に関すること	2
健康診断	0
衛生上の措置	2
衛生上の措置に関して、水源の出入り口付近にゴミ置き場が設置されているため、速やかに改善し水道の汚染防止を徹底すること。また、配水場において、出入り口が開放されている時があり、人畜が施設に立ち入って水が汚染される恐れがあるため、汚染防止の必要な措置を講ずること。	
衛生上の必要な措置について、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/ℓ(結合残留塩素の場合は、0.4mg/ℓ)以上保持するように塩素消毒を行わなければならないとあるが、年に数回下回るおそれのある給水栓があるので、追加塩素注入施設を活用し、適切な遊離残留塩素を保持すること。	
水質検査に関すること	9
毎日の水質検査について、検査は毎日実施されていたが、検査結果の報告については1ヶ月ごとであった。水質検査の目的から検査結果を速やかに把握すること。また、毎日の水質検査の採水場所については、責任の所在が不明確とならないように留意すること。	
水質検査の委託について、委託先の登録水質検査機関における水質検査の実施状況の確認を行うこと。	
水質検査計画について、未記載の項目があるため、記載すること。	
水質検査計画の原水の水質検査に関する事項について、全量受水であっても用水供給事業者との連携のうえ記載すること。	
水質検査計画について、定期の水質検査の採水場所の選定理由や検査回数を減・省略する際の理由に誤記や説明不十分な点があったため、適切に記載すること。	
水質検査計画について、事業年度の開始前に策定していたにもかかわらず、平成23年度水質検査結果を反映できなかったという理由をもって、10月まで公表していなかった。今後は事業年度開始前に公表すること。	
水質管理に関すること	0
汚染源の把握	0
クリプトスポリジウム対策	0
危機管理対策に関すること	39
危機管理対策について、危機管理マニュアルが整備されていなかった。早急にマニュアル類を整備するとともに、給水停止時の指揮命令系統、応急給水体制についても併せて整備すること。	
基幹病院等の重要な施設に関する応急給水等について、関係機関との連携体制が構築されていなかった。災害時においては基幹病院等の重要な施設に優先的に応急給水される必要があるため、より具体的に実現性のある体制を早期に構築すること。また、それにあわせて防災マップや給水拠点について整理し、関係部局と連携をはかり、災害時の応急給水体制等を構築するとともに、市民に広く周知すること。	

薬品等の保管・管理について、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理に必要な書類（例：購入時の仕様書、使用量等を記載した薬品台帳）の管理が徹底されていないため、改善すること。
新型インフルエンザ対策について、事業継続計画はあるが、連絡体制等に不備があったため、発生時に適切な対応がとれるような内容とすること。
情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ対策を実施していないため、早期に対策をとること。
運転手引書について、緊急時の対応がとれる運転手引書が整理されていないため、運転手引書を整理すること。
施設関係図面等の管理について、施設図、配管図等の更新は確認できたが、管理・保管が適正にされていなかったため、いつでも速やかに利用できる状態に整理し、保管すること。
事故時における事業者内部・受水団体等との連絡通報体制は整えていたが、ダム関係者との連絡通報体制が整っていなかったため、ダム関係者との連絡通報体制を整備し、関係者に通知すること。
耐震化計画について、計画が策定されていなかったため、早期に耐震化計画を策定し、耐震化を進めること。

住民対応に関すること	0
資源・環境に関すること	0
その他	0